

営業(事業)ごみ

(ごみステーションには出せません。)

事業所・商店・飲食店・病院・旅館・工場などの営業活動に伴って出たごみは、ごみステーションに出せませんので、各町村より許可の受けている許可業者と契約して処理してください。料金は、許可業者に確認の上契約してください。(許可業者一覧表は、各町村発行の収集計画表を確認願います。) なお、事業者自ら環境管理センターへ直接搬入することもできます。



環境管理センターへの搬入は一般廃棄物に限る

自己搬入

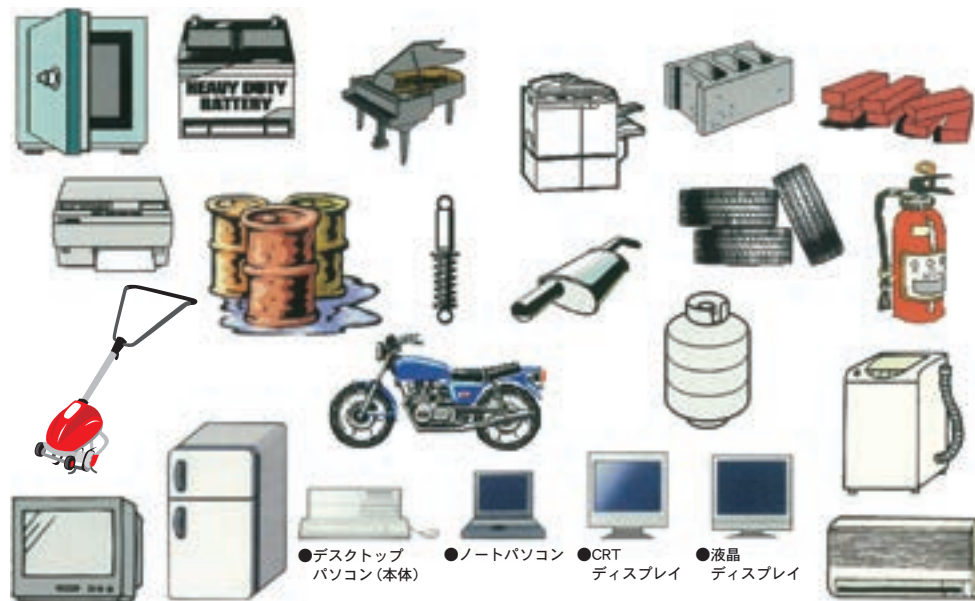
家庭や事業所から排出される一般廃棄物や引越しごみ・植木の剪定などで大量にでるごみを自ら直接搬入し処分しようとする場合は、環境管理センターへ直接搬入することができます。この場合、各町村ごとに手続きが違いますので、各町村発行の収集計画表を確認願います。(処分料金がかかります)



環境管理センターで処理できないもの

(ごみステーションには出せません。)

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(家電4品目)、パソコン、タイヤ、ホイール、バッテリー、農機具類、電気温水器、モーター、水中ポンプ、自動販売機、金庫、消火器、コピー機、レーザープリンター、ステンレス浴槽、コンクリート製品(物干しざおの土台など)、ボイラー、バイク、廃油、自動車の部品、火薬類、農薬類、LPガスボンベ、グランドピアノ、劇薬など



- 1) 農機具類、タイヤ、バッテリーなどは、販売店に相談してください。
- 2) ビニールハウスのビニール、苗箱などは、産業廃棄物になりますので購入店に相談してください。
- 3) 家屋を解体した場合は、解体業者に処理までお願いしてください。

廃棄物の不法投棄や不法焼却は犯罪です

◎不法投棄(未遂を含む)した者は法律により罰せられます。

「5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、又はその両方。」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号及び第25条第2項

◎不法焼却(未遂を含む)した者は法律により罰せられます。

(ごみの野焼きや構造基準に適合しない小型焼却炉での焼却)

「5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、又はその両方。」

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号及び第25条第2項

例外として認められているもの

- ①どんと祭などの風俗習慣上や宗教上の行事を行うため必要なもの
- ②稲わらの焼却などの農業経営などに必要なもの
- ③たき火やキャンプファイヤーなどの軽微なもの

焼却炉適合基準

800℃以上の連続焼却ができ、この温度を保つための助燃装置などが設置されているもの

ごみステーションの資源物の持ち去り行為はルール違反です

資源物(缶類、雑誌など)は各町村が回収するために出されたものです。持ち去り行為はルール違反です。

環境管理センター案内図

所在地：大和町吉田字根古北50番地

☎342-2218

※休業日 土曜日・日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)
但し、12月29日・30日は土曜日・日曜日でも搬入できます。
※受付時間 午前8:30～12:00・午後13:00～16:00



← 往路 ← 復路 (搬入車両は、一方通行にご協力願います)